市町村都市計画マスタープラン

将来に目を向けたまちづくりをお手伝いします！

「市町村都市計画マスタープラン」とは？

☞市町村都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の２に規定する「市町村の都市計画に関する基本方針」のことです。

☞市町村都市計画マスタープランは、まちづくりに関わる具体的な将来ビジョンを確立し 地域別のあるべき市街地像を示すとともに、まちづくり課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定める都市計画の基本方針です。

☞市町村の都市計画マスタープランは、都道府県が定める「都市計画区域マスタープラン」や「市町村の基本構想」に即してつくります。

どうやってつくるの？

☞市町村都市計画マスタープランは、まちの現状や課題についての調査・分析や、これまでに取り組んできたまちづくりの成果を踏まえながら、将来に向けたまちづくりについて**地域の皆さんと一緒に考えていきます**。

■住民目線でまちを評価（アンケートなど）

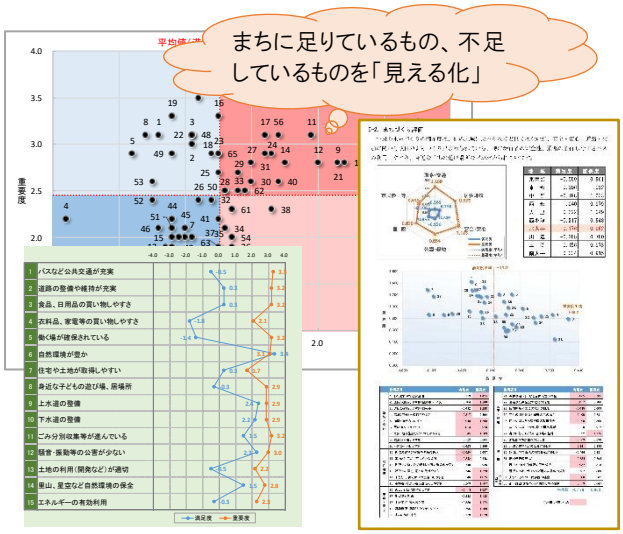

■地域の皆さんとまちを考える（ワークショップなど）

■まちの現状を調査・分析

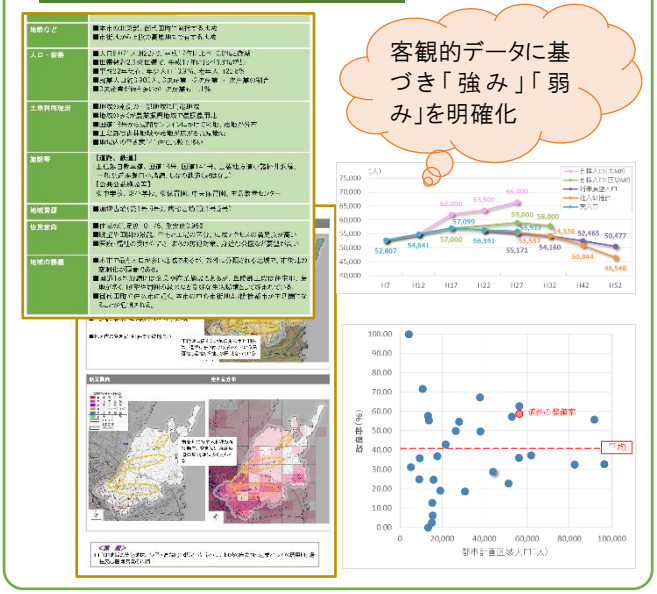

■将来構想を作成

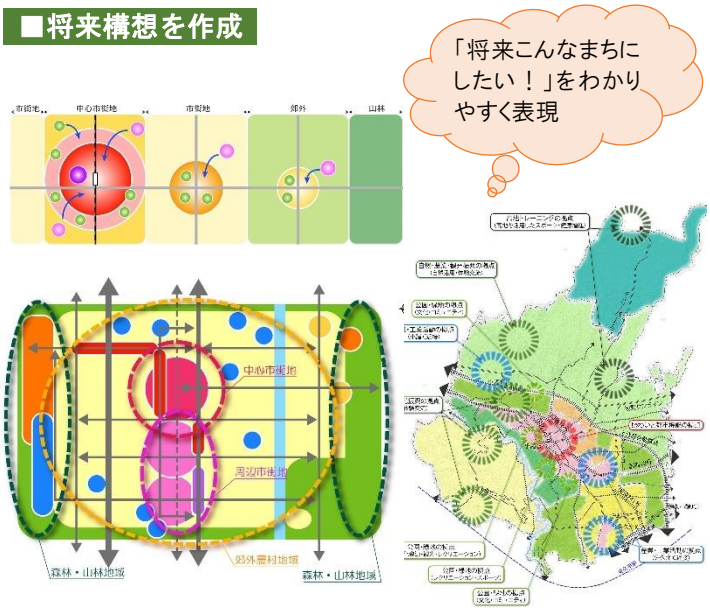

©(株)地域総合計画